

第6期 恵那市障がい福祉計画

第2期 恵那市障がい児福祉計画

【案】

令和3年3月

恵那市

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 他計画との関係	5

第2章 恵那市の現状

1 人口の推移	6
2 障がい者の状況	7
3 障がい児保育・障がい児教育の状況	14
4 障がい者雇用の状況	17
5 第5期恵那市障がい福祉計画の進捗状況	18
6 第1期恵那市障がい児福祉計画の進捗状況	27
7 団体調査の結果	29

第3章 第6期恵那市障がい福祉計画・第2期恵那市障がい児福祉計画

1 成果目標の設定	31
2 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策	37
3 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	42
4 障がい児サービスの見込量と確保のための方策	50

第4章 計画の推進体制と評価

1 推進体制	53
2 進行管理	53

資料編

1 策定経過	54
2 恵那市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会設置要綱	55
3 委員名簿	57
4 用語解説	58

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の障がい者福祉に関する取り組みは、平成21年に「障がい者制度改革推進本部」が設置されて以降、「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」の締結に向けて、必要な国内法の整備等、障がいのある人に関する各種制度の改正等により推進されてきました。

平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行され、その後平成24年6月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」では、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活や社会参加を総合的に支援する体制が整備されました。

その他、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成24年施行）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年施行）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正（平成28年施行）等、幅広い分野での法整備が進み、国は平成26年に「障害者権利条約」を批准しました。

平成30年4月に「障害者総合支援法」について、「障害のある人が望む地域生活の支援」「障害のある子どものニーズの多様化へのきめ細かな対応」「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を柱にした改正法が施行されました。

このたび、「第5期恵那市障がい福祉計画・第1期恵那市障がい児福祉計画」の計画期間終了にあたり、国の制度改正及び障がいのある人を取り巻く課題や意向、本市の障がい福祉サービス等の提供状況等を踏まえ、サービス提供体制のさらなる基盤強化に向けて、「第6期恵那市障がい福祉計画・第2期恵那市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。

厚生労働省の基本指針に沿って、本市における今後の障がい福祉サービス等の必要見込量や見込量確保のための方策、提供体制の確保にかかる目標を定めます。

名称	第 6 期障がい福祉計画	第 2 期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)
性格	各年度における障がい福祉サービス及び地域生活支援事業ごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画	各年度における障がい児通所支援及び障がい児相談支援等の障がい児に必要なサービス等の見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	障がい者計画のうち、障がい福祉サービス分野の実施計画	障がい者計画のうち、障がい児に関わるサービス分野の実施計画

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間とします。

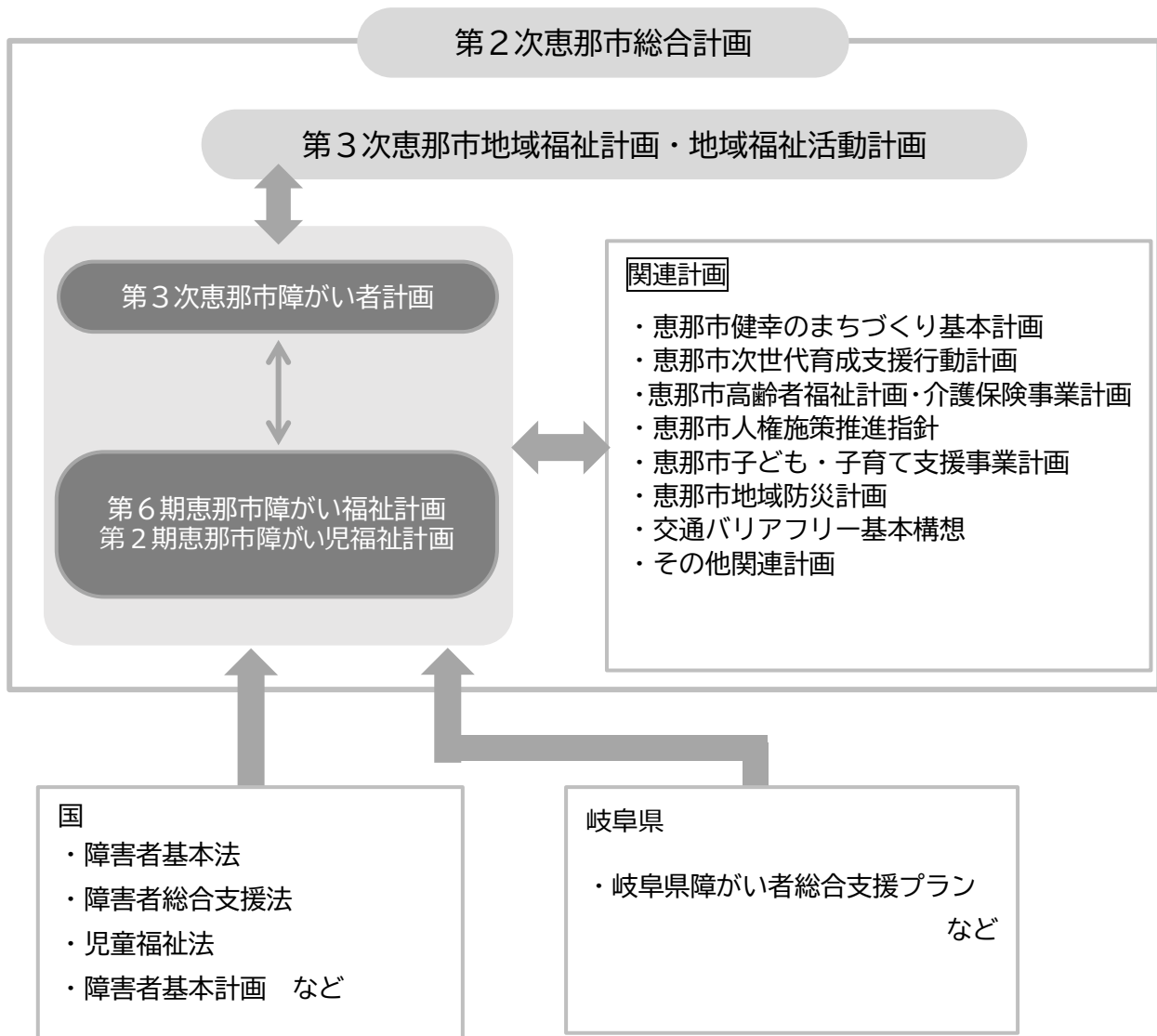
なお、社会情勢の変化や国の制度改正、本市の状況等を踏まえて、必要に応じて期間中であっても見直しを行います。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
恵那市障がい者計画	第 3 次					
恵那市障がい福祉計画 恵那市障がい児福祉計画	第 5 期 第 1 期			第 6 期 第 2 期		

4 他計画との関係

本計画は、市の最上位計画である「恵那市総合計画」をはじめ、「恵那市地域福祉計画・地域福祉活動計画」や障害者基本法の規定に基づく「恵那市障がい者計画」等、市の関連する計画との整合を図ります。

また、国の法律や計画、岐阜県の条例や計画等とも整合を図ります。



※「障がい」の表記について

本計画では、漢字表記であった「障害」の文字について、法令などに基づく用語や固有名詞などを除き、原則として「障がい」と表記しています。

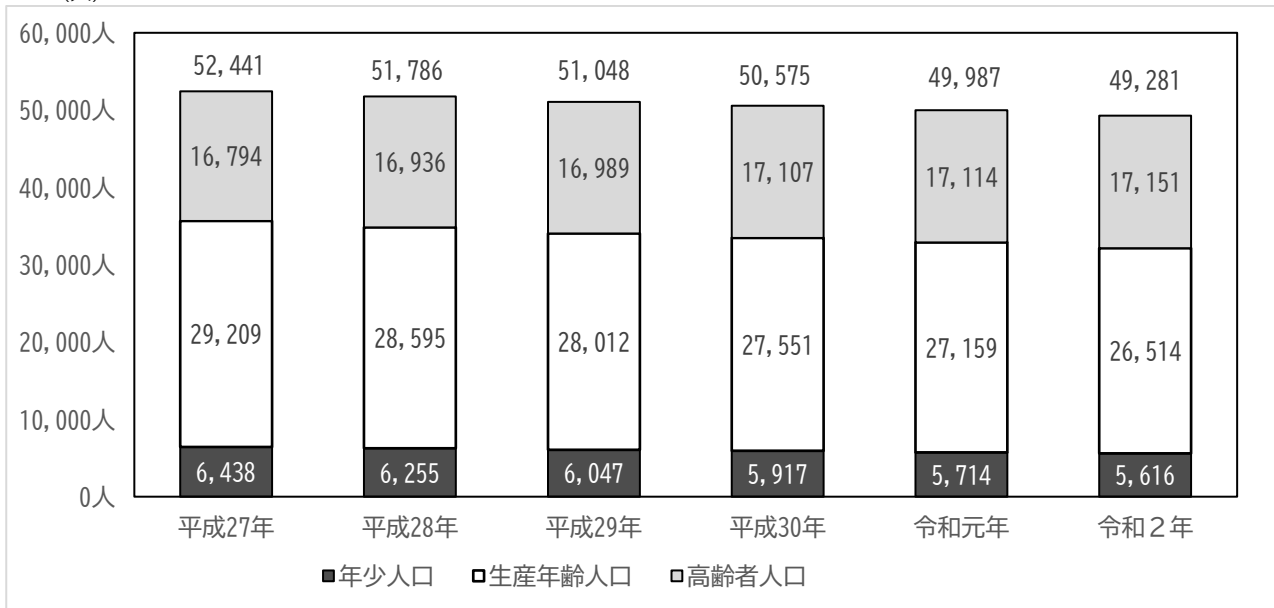
第2章 恵那市の現状

1 人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和2年には49,281人となっています。

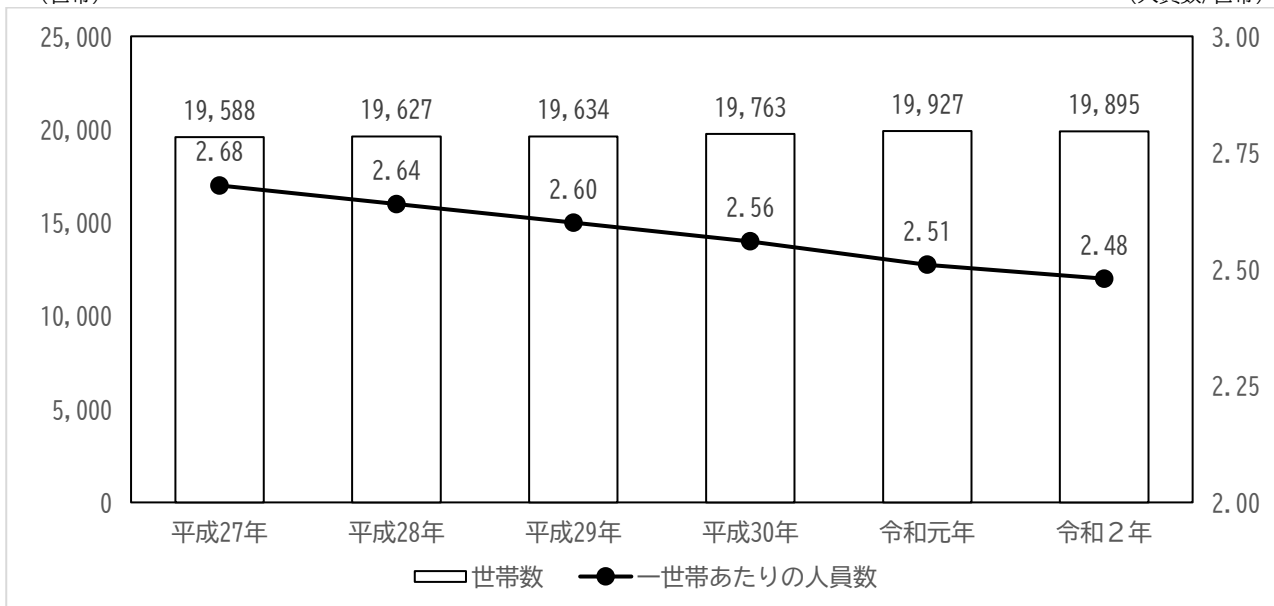
年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

総人口と年齢3区分別人口の推移
(人)



資料：市民課（各年10月1日現在）

世帯数と一世帯あたりの人員数の推移
(世帯)



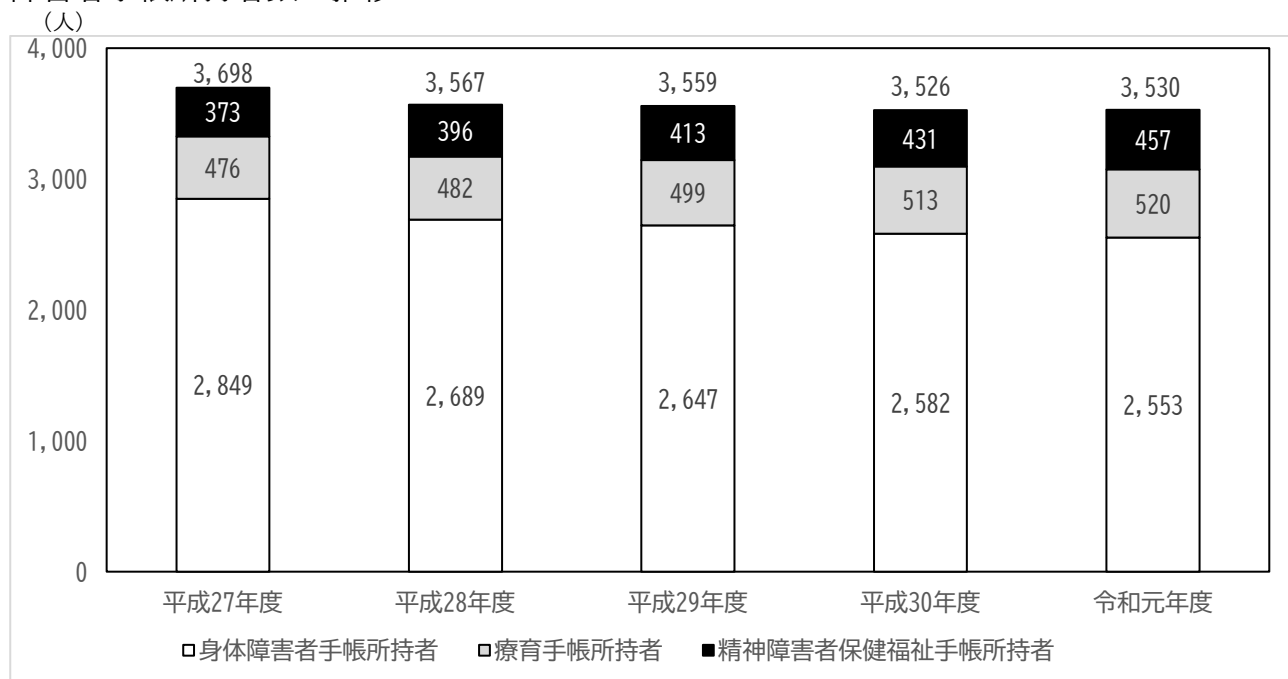
資料：市民課（各年10月1日現在）

2 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者は年々減少していますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

障害者手帳所持者数の推移

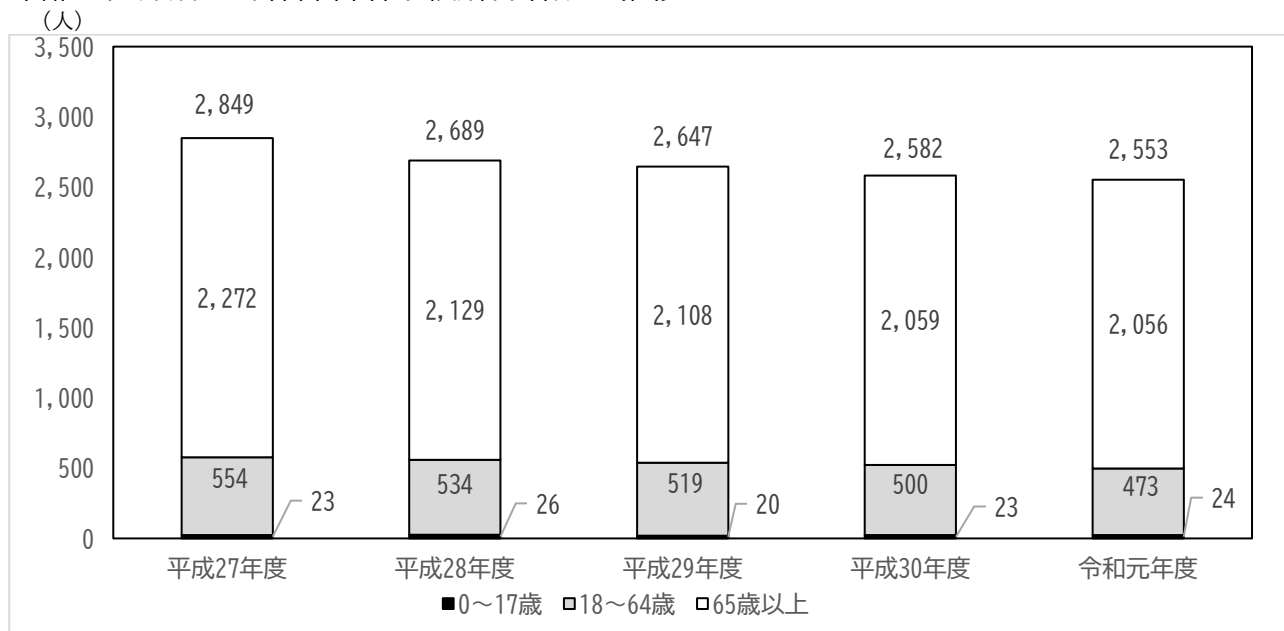


資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

(2) 身体障がい者

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。年齢区別にみると、65歳以上の占める割合が最も高くなっています。等級別でみると、「1級」が最も多く、次いで「4級」、「3級」の順となっています。障がい種別でみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」となっています。

年齢3区分別・身体障害者手帳所持者数の推移



等級別・身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	745	703	691	686	692
2級	416	390	374	361	339
3級	634	605	579	566	567
4級	731	693	680	668	659
5級	177	164	162	157	154
6級	146	134	141	144	142
合計	2,849	2,689	2,627	2,582	2,553

障がい別・身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

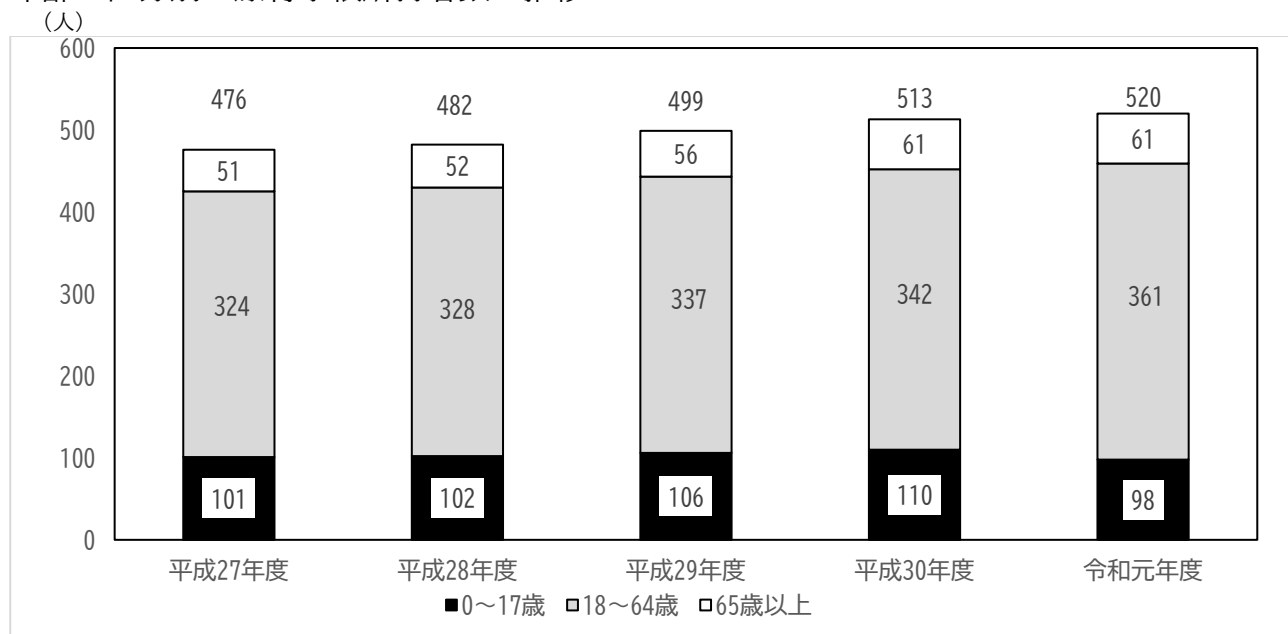
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障がい	130	124	124	124	124
聴覚・平衡機能障がい	216	198	210	208	204
音声・言語・ そしゃく機能障がい	35	30	29	29	29
肢体不自由	1,673	1,562	1,503	1,433	1,393
内部障がい	795	775	761	788	803
合計	2,849	2,689	2,627	2,582	2,553

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

(3) 知的障がい者

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。年齢区分別で見ると、18～64歳の占める割合が最も高くなっています。判定別で見ると、「B1（中度）」が最も多く、次いで「B2（軽度）」となっています。

年齢3区分別・療育手帳所持者数の推移



判定別・療育手帳所持者数の推移

(人)

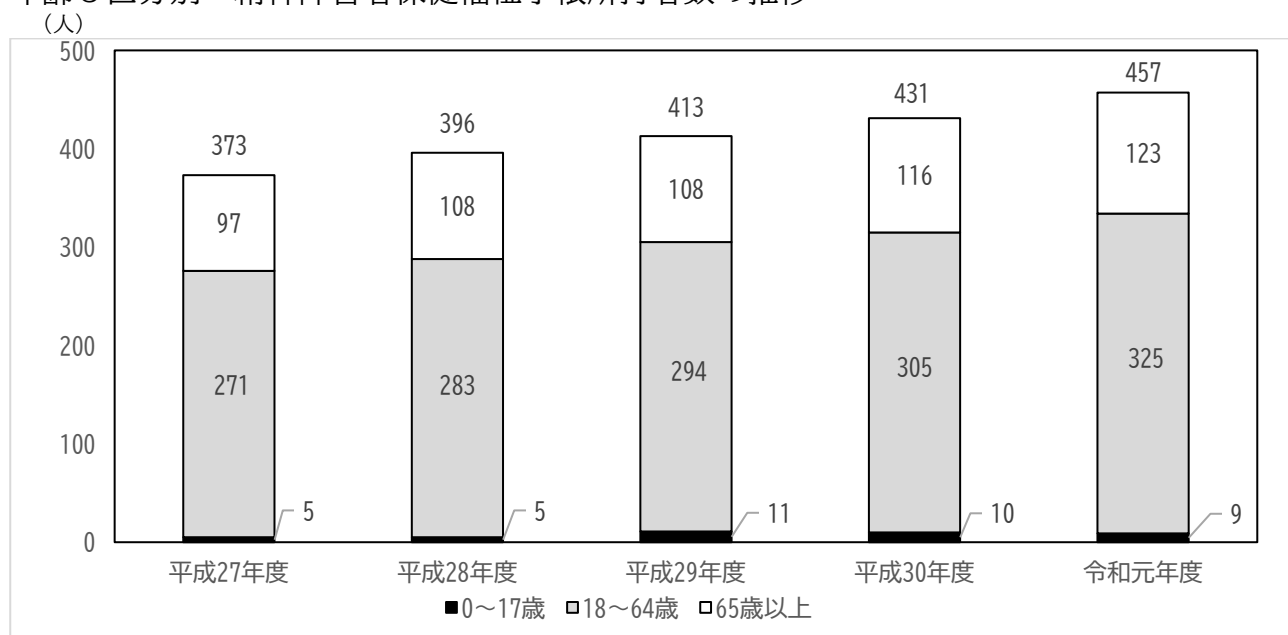
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A	36	34	33	30	29
A1（最重度）	60	60	62	64	66
A2（重度）	78	85	89	87	81
B1（中度）	168	170	167	180	192
B2（軽度）	134	133	148	152	152
合計	476	482	499	513	520

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

(4) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。年齢区分別で見ると、18～64歳の占める割合が最も高くなっています。等級別で見ると、「2級」が多くなっています。

年齢3区分別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	74	75	74	82	86
2級	219	241	257	261	276
3級	80	80	82	88	95
合計	373	396	413	431	457

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

(5) 発達障がい者

発達障がい、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の取得はできますが、発達障がいの手帳制度は存在せず、現時点で正確な人数把握は難しくなっています。

小学校・中学校の自閉症・情緒クラスの在籍者数や恵那特別支援学校の自閉症、ADHD、自閉的傾向に該当する方の人数をみると、増加傾向にあります。

小学校・中学校の自閉症・情緒クラスの在籍者数の推移 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	27	30	27	31	36
中学校	9	7	13	15	16

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

恵那特別支援学校の自閉症、ADHD、自閉的傾向に該当する方の人数の推移 (人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学部	5	6	7	9	15
中学部	12	9	12	8	8
高等部	8	9	14	12	11
合計	25	24	33	29	34

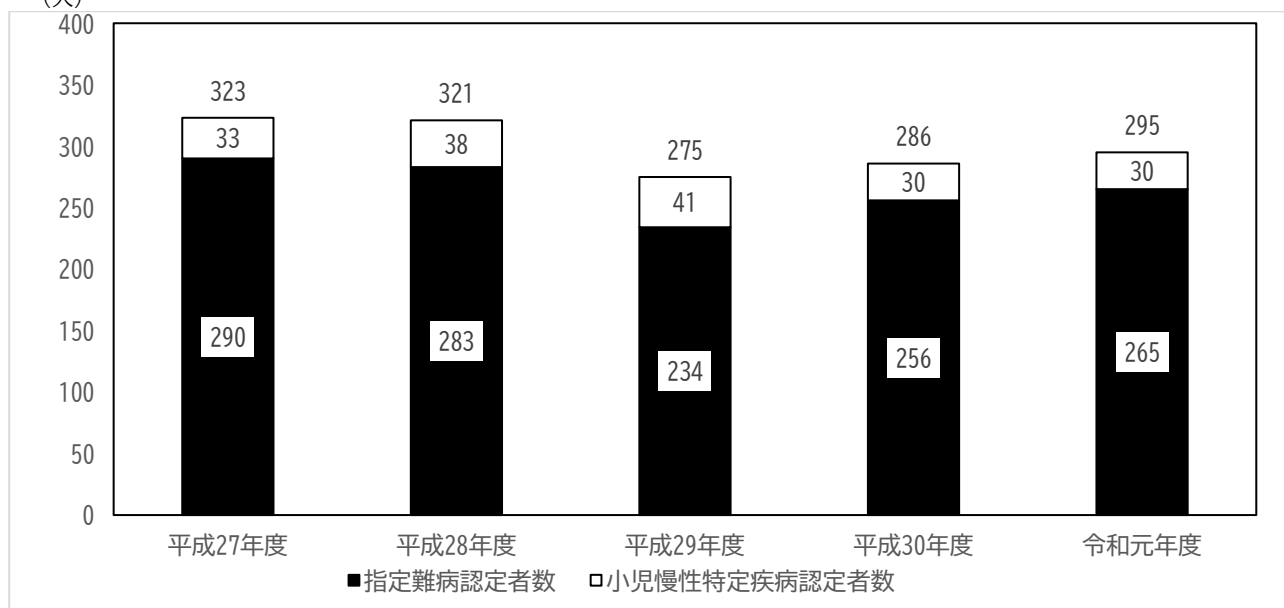
資料：恵那特別支援学校（各年度5月1日現在）

(6) 難病等患者

難病等患者数は、令和元年度では指定難病認定者数が265人、小児慢性特定疾病認定者数が30人となっています。

難病等患者数の推移

(人)



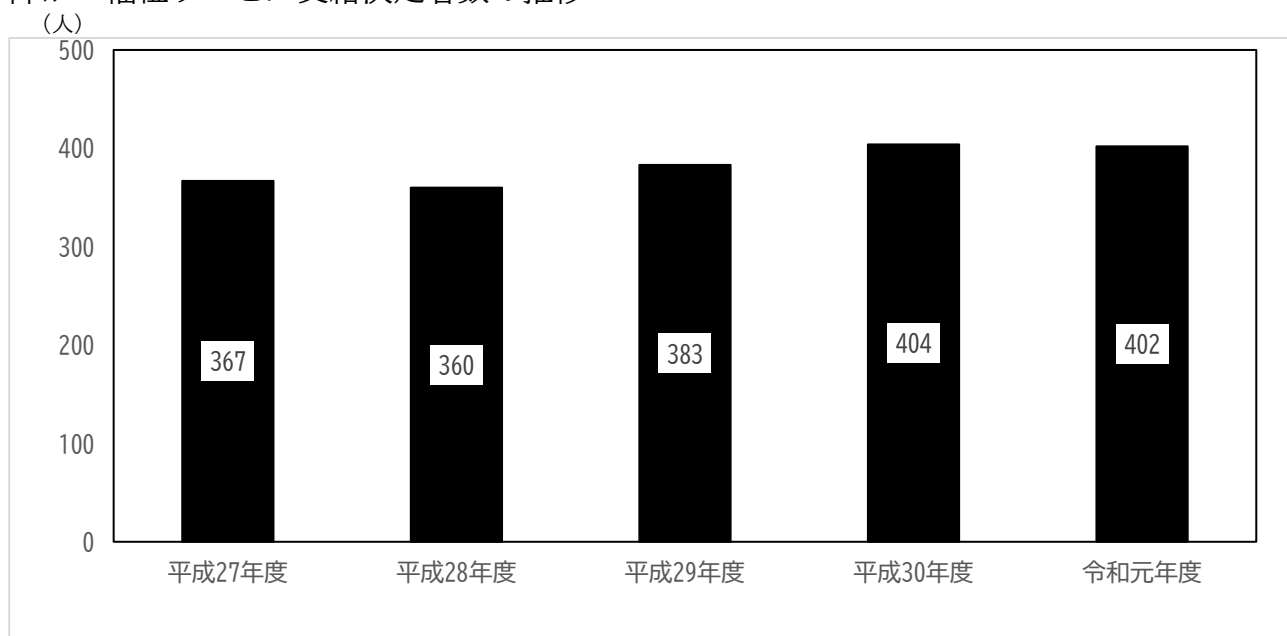
資料：恵那保健所（各年度3月31日現在）

(7) 障がい福祉サービス

①障害福祉サービス支給決定者数の推移

障がい福祉サービス支給決定者数は増加傾向にあり、令和元年度は 402 人となっています。

障がい福祉サービス支給決定者数の推移



資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

②障害支援区分別認定者数の推移

障害支援認定者数は増加傾向にあり、令和元年度は 255 人となっています。障害支援区分別でみると、「区分6」が増加しており、令和元年度は 78 人となっています。

障害支援区分別認定者数の推移

(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
区分 1	7	7	6	5	3
区分 2	33	33	27	19	16
区分 3	41	40	46	54	47
区分 4	51	59	60	62	60
区分 5	44	34	42	50	51
区分 6	59	60	61	72	78
合計	235	233	242	262	255

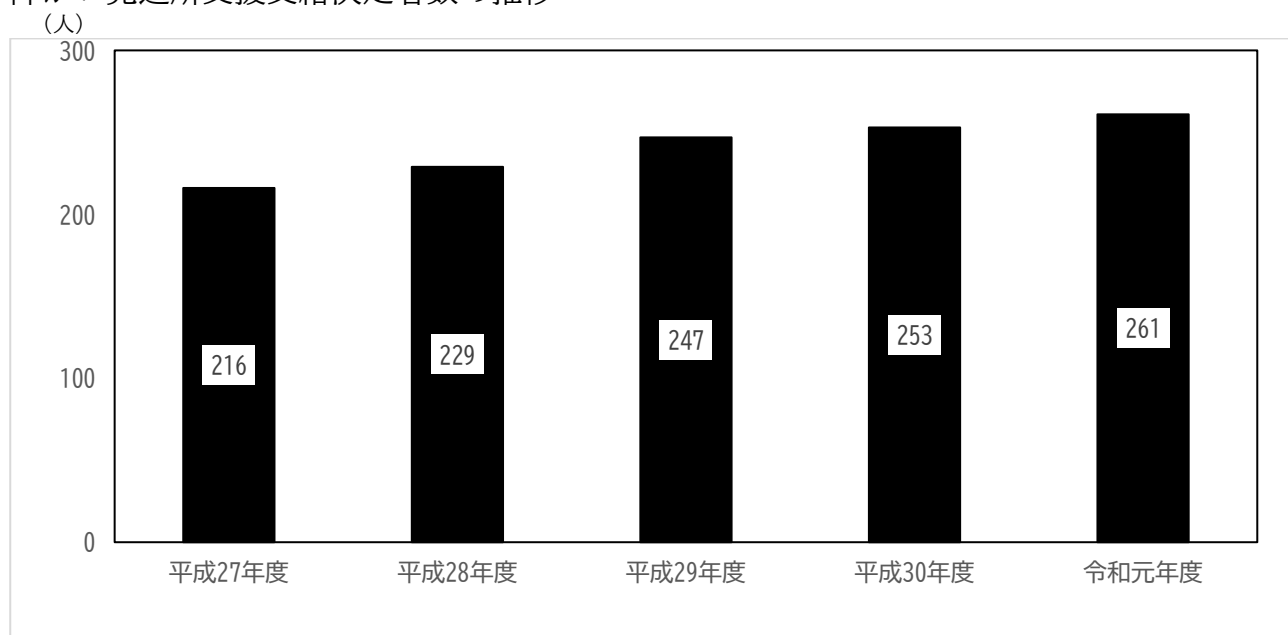
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

※障害支援区分は、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要となります。非該当及び区分 1 から 6 まであり、区分 6 が支援の度合いがもっとも高い状態となります。

③障がい児通所支援支給決定者数の推移

障がい児通所支援支給決定者数は年々増加しており、令和元年度は 261 人となっています。

障がい児通所支援支給決定者数の推移



資料：子育て支援課（各年度3月31日現在）

3 障がい児保育・障がい児教育の状況

(1) 恵那市こども発達センター

恵那市こども発達センターの利用者数は、年度ごとに増減がみられ、令和元年度では183人となっています。

(年齢別) 恵那市こども発達センターの利用者数の推移 (人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
7歳以上	21	31	46	44	40
6歳	36	38	43	39	43
5歳	49	48	31	41	41
4歳	33	35	34	30	32
3歳	27	18	22	22	24
2歳	10	8	7	5	3
1歳	1	1	0	1	0
0歳	0	0	0	0	0
合計	177	179	183	182	183

資料：子育て支援課（各年度3月31日現在）

(2) 障がい児保育

障がい児保育は、令和元年度では13箇所で開催しています。

利用者数については、令和元年度から対象者の集計方法を変更したため、利用者数が増えています。

障がい児保育の実施箇所数、利用者数の推移 (人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
実施箇所数	12箇所	10箇所	11箇所	10箇所	13箇所
利用者数	21	16	16	14	84
視覚障がい児	0	0	0	0	0
聴覚障がい児	0	0	0	0	0
肢体不自由児	1	0	1	1	3
知的障がい児	8	9	9	8	5
その他	12	7	6	5	76

資料：幼児教育課（各年度4月1日現在）

※平成30年度までは、1対1で対応する加配保育士が配置された障がい児のみを利用者として集計していました。令和元年度からは、加配保育士の配置が必要な障がい児を利用者として集計しています。

(3) 特別支援学級の状況

特別支援学級数は、令和元年度では小学校で 21 学級、中学校で 12 学級となっています。

児童・生徒数の推移をみると、年度ごとで増減がみられ、令和元年度では小学校で 78 人、中学校で 36 人となっています。

特別支援学級のクラスでは、小学校の難聴クラス、中学校の肢体不自由クラスは設置されていません。

特別支援学級数、児童・生徒数の推移 (人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
小学校					
特別支援学級数	19 学級	20 学級	19 学級	19 学級	21 学級
児童数	60	68	60	66	78
6 年	7	21	9	7	12
5 年	18	7	3	13	16
4 年	5	7	12	15	17
3 年	9	9	13	12	11
2 年	6	15	16	8	11
1 年	15	9	7	11	11
中学校					
特別支援学級数	10 学級	10 学級	10 学級	11 学級	12 学級
生徒数	35	30	36	36	36
3 年生	13	15	9	13	14
2 年生	15	8	10	16	15
1 年生	7	7	17	7	7

資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

特別支援学級のクラス数の推移 (クラス)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
小学校					
特別支援学級数	19 学級	20 学級	19 学級	19 学級	21 学級
知的クラス	10	11	10	10	11
自閉・情緒クラス	8	8	8	9	10
難聴クラス	0	0	0	0	0
肢体不自由クラス	1	0	1	0	0
中学校					
特別支援学級数	10 学級	10 学級	10 学級	11 学級	12 学級
知的クラス	6	6	6	6	7
自閉・情緒クラス	4	4	4	5	5
肢体不自由クラス	0	0	0	0	0

資料：学校教育課（各年度 5 月 1 日現在）

(4) 特別支援学校の状況

恵那特別支援学校の児童・生徒数の推移をみると、年度ごとに増減がみられ、令和元年度では64人となっています。

恵那特別支援学校の児童・生徒数の推移

(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
在学者数	64	63	67	62	64
小学部	14	17	17	20	24
中学部	22	17	19	14	12
高等部	28	29	31	28	28

資料：恵那特別支援学校（各年度5月1日現在）

4 障がい者雇用の状況

(1) 市内の障がい者雇用の状況

市内の障がい者雇用の推移をみると、雇用率は増加傾向となっており、令和元年度では2.49%となっています。障がい者雇用率制度の対象企業の達成割合は、平成28年度から減少傾向にあり、令和元年度では77.5%となっています。

障がい者雇用率と達成企業の割合の推移 (％)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
障がい者雇用率	2.37	2.37	2.43	2.49	2.49
達成企業の割合	76.4	82.4	80.0	78.9	77.5

資料：恵那公共職業安定所（各年度6月現在）

(2) 恵那市役所の障がい者雇用の状況

恵那市役所の障がい者雇用の状況をみると、令和2年では障がい者雇用人数は19.5人、雇用率は2.54%となっています。

恵那市役所の障がい者雇用の状況

	平成29年 (前回計画策定時)	令和2年
恵那市役所障がい者雇用率算定対象職員数	900.5人	767.5人
障がい者雇用人数	21人	19.5人
障がい者雇用率	2.08%	2.54%
国、地方公共団体の法定雇用率	2.30%	2.50%

資料：総務課（各年6月1日現在）

5 第5期恵那市障がい福祉計画の進捗状況

(1) 成果目標の進捗状況

「第5期恵那市障がい福祉計画」で設定した成果目標の進捗については、以下のような進捗状況となっています。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和2年度末までの地域移行者数を8人、平成28年度末の施設入所者数を令和2年度末までに3人削減することを目標としていました。

令和元年度末時点では、施設入所者数は63人、地域移行者数は4人となっており、目標は達成できていません。

福祉施設から地域生活への移行状況

項目	目標	実績値		実績見込み
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
施設入所者数	60人	62人	63人	62人
地域移行者数	8人	0人	4人	4人
施設入所者の削減見込	3人	0人	0人	0人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和2年度末までに、事業所や保健所、医療機関等の関係者が精神障がいのある人の地域生活について協議できる場を設置することを目標としていました。

令和2年度に、協議の場として東濃圏域障がい者総合支援推進会議内に精神障がいケア部会が設置されました。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標	実績
保健・医療・福祉等の関係者による協議の場	設置	設置

③地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点「ぷらっと」の活用や、東濃圏域の相談支援事業所等と連携した、面的整備による設置を目標としていました。

平成31年4月に東濃5市共同で東濃基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制を構築しました。令和元年度からは、東濃圏域が目指す拠点等のあり方について検討しています。

地域生活支援拠点の設置状況

項目		目標	実績
地域生活支援拠点等の整備	市単独	設置	設置
	東濃圏域	検討	検討

④福祉施設から一般就労への移行促進

令和2年度中に、福祉施設から一般就労への移行者数を5人、就労移行支援事業の利用者数を7人、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割、各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標としていました。

令和2年度の実績見込みは、一般就労への移行者数は2人、就労移行支援事業の利用者数は3人、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所はなく、各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率は新規の利用者がいないため0割であり、目標は達成できていません。

福祉施設から一般就労への移行状況

項目	目標	実績値		実績見込み
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
福祉施設から一般就労への移行者数	5人	3	1	2
就労移行支援事業の利用者数	7人	12	5	3
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割	0	0	0
各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	8割以上	10割	10割	0割

(2) サービスの利用状況

①障がい福祉サービス

ア 訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況は、居宅介護の利用が計画値を上回る実績ですが、その他のサービスは計画値を下回っています。

重度障がい者等包括支援の利用はありませんでした。

訪問系サービスの利用状況

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
居宅介護	人分	43	48	111.6	45	48	106.7	47	47	100.0
	時間分	557	536	96.2	583	808	138.6	609	750	123.2
重度訪問介護	人分	2	2	100.0	2	1	50.0	2	1	50.0
	時間分	100	68	68.0	100	36	36.0	100	40	40.0
同行援護	人分	5	9	180.0	6	5	83.3	7	5	71.4
	時間分	77	63	81.8	93	58	62.4	108	47	47.0
行動援護	人分	2	3	150.0	3	2	66.7	4	1	25.0
	時間分	50	13	26.0	75	9	12.0	100	10	10.0
重度障がい者等包括支援	人分	0	0	/	0	0	/	0	0	/
	時間分	0	0	/	0	0	/	0	0	/

※実績は各年度3月分、令和2年度は見込み

イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況は、就労継続支援A型、就労継続支援B型が計画値を上回っています。就労移行支援、就労定着支援は計画値を大きく下回っています。

日中活動系サービスの利用状況

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
生活介護	人分	130	124	95.4	133	111	83.5	136	114	83.8
	人日分	2,401	2,169	90.3	2,457	2,036	82.9	2,512	1,938	77.1
自立訓練 (機能訓練)	人分	1	1	100.0	1	0	0.0	1	0	0.0
	人日分	10	20	200.0	10	0	0.0	10	0	0.0
自立訓練 (生活訓練)	人分	2	4	200.0	3	3	100.0	4	4	100.0
	人日分	25	59	236.0	37	54	145.9	50	72	144.0
就労移行支援	人分	9	12	133.3	12	5	41.7	15	3	20.0
	人日分	131	176	134.4	175	52	29.7	219	54	24.7
就労継続 支援A型	人分	53	52	98.1	55	68	123.6	58	73	125.9
	人日分	1,115	1,070	96.0	1,157	1,393	120.4	1,220	1,426	116.9
就労継続 支援B型	人分	120	134	111.7	124	136	109.7	135	133	98.5
	人日分	2,066	2,275	110.1	2,135	2,341	109.6	2,325	2,055	88.4
就労定着支援	人分	2	1	50.0	3	2	66.7	3	1	33.3
療養介護	人分	2	5	250.0	2	4	200.0	2	4	200.0
医療型 短期入所	人分	1	0	0.0	1	2	200.0	1	1	100.0
	人日分	5	0	0.0	5	7	140.0	5	3	60.0
福祉型 短期入所	人分	25	26	104.0	27	12	44.4	29	20	69.0
	人日分	185	139	75.1	200	73	36.5	214	160	74.8

※実績は各年度3月分、令和2年度は見込み

ウ 居宅系サービス

居宅系サービスの利用状況は、共同生活援助（グループホーム）で計画値を下回っています。施設入所支援については、障がいのある人の地域移行が進んでおらず、計画値を上回っています。自立生活援助の利用はありませんでした。

居宅系サービスの利用状況

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
自立生活援助	人分	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
共同生活援助	人分	46	46	100.0	50	48	96.0	54	49	90.7
施設入所支援	人分	62	62	100.0	61	63	103.3	60	62	103.3

※実績は各年度3月分、令和2年度は見込み

エ 相談支援

相談支援の利用状況は、計画相談支援が計画値を大きく上回っています。地域移行支援、地域定着支援の利用はありませんでした。

相談支援の利用状況

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
計画相談支援	人分	55	61	110.9	60	79	131.7	65	90	138.5
地域移行支援	人分	1	0	0.0	2	0	0.0	3	0	0.0
地域定着支援	人分	1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0

※実績は各年度3月分、令和2年度は見込み

②地域生活支援事業

ア 理解促進研修・啓発事業

毎年、市内の小中学校を障がい者理解教育推進校として指定し、障がい者理解教育の充実及び人権意識の向上を図っています。また、障がい福祉サービス事業所等の活動を市民に広く知ってもらうこと目的に、市役所休憩スペースにおいて障がい福祉サービス事業所等の活動紹介展示などを開催しています。

イ 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族によって構成される当事者団体が行う、社会復帰及び社会参加に関するボランティア活動などに対して支援を行っています。

ウ 相談支援事業

平成31年4月に東濃5市共同で東濃基幹相談支援センターを設置しました。また、相談支援事業を社会福祉法人恵那市社会福祉協議会に委託し、市役所社会福祉課及び市福祉センター内に相談支援専門員を配置し、日常生活全般や障がい福祉サービスに関する相談に応じる等、総合的な相談支援体制を整備しています。

相談支援事業の実施状況

サービス	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画値	実績	計画値	実績	計画値	実績
相談支援事業							
障がい者相談支援事業所	箇所	7	7	7	7	7	7
基幹相談支援センター	設置状況	設置	検討	設置	設置	設置	設置
市町村相談支援機能強化事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施状況	未実施	未実施	検討	未実施	実施	未実施

※令和2年度は見込み

エ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、判断能力の不十分な人が不利益を受けないよう、関係機関と連携を図り、制度の周知や利用を進めています。

成年後見制度利用支援事業の利用状況

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
成年後見制度利用支援事業	利用人数	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0

※令和2年度は見込み

オ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、現在本市では実施していません。

成年後見制度利用支援事業の利用状況

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
成年後見制度法人後見支援事業	利用人数	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0

※令和2年度は見込み

カ 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、手話通訳者配置は計画値どおりとなっています。手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用者数は計画値を下回っています。

意思疎通支援事業の利用状況

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
手話通訳者配置	人	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	20	19	95.0	21	17	81.0	22	17	77.3

※令和2年度は見込み

キ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の利用状況は、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具で計画値を上回っています。

日常生活用具給付等事業の利用状況

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
介護・訓練支援用具	件	5	3	60.0	6	3	50.0	7	3	42.9
自立生活支援用具	件	10	2	20.0	11	6	54.5	12	4	33.3
在宅療養等支援用具	件	20	13	65.0	20	8	40.0	20	10	50.0
情報・意思疎通支援用具	件	15	15	100.0	15	19	126.7	15	25	166.7
排泄管理支援用具	件	1,200	1,319	109.9	1,220	1,377	112.9	1,240	1,400	112.9
居宅生活動作補助用具	件	2	2	100.0	2	2	100.0	2	2	100.0

※令和2年度は見込み

ク 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、聴覚に障がいのある人等との交流活動の促進、方向活動などの支援者として期待され、日常会話程度の手話表現技術を習得するよう厚生労働省が定める「手話奉仕員養成カリキュラム」に基づいて実施しています。利用状況は、計画値を下回っています。

手話奉仕員養成研修事業の利用状況

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	15	4	26.7	15	7	46.7	15	15	100.0

※令和2年度は見込み

ケ 移動支援事業

移動支援事業の利用状況は、実利用者数、延べ利用時間数ともに計画値を下回っています。

移動支援事業の利用状況

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
移動支援事業	利用人数	50	50	100.0	52	47	90.4	55	40	72.7
	延べ利用時間数	3,010	1,467	48.7	3,130	2,655	84.8	3,310	2,100	63.4

※令和2年度は見込み

コ 地域活動支援センター

本市には地域活動支援センターがなく、近隣市の事業所に委託し、サービス提供体制を確保しています。

利用状況は、令和元年度は計画値を上回りましたが、平成30年度と令和2年度は下回っています。

地域活動支援センターの利用状況

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
地域活動支援センター(市外施設)	利用人数	250	218	87.2	250	279	111.6	250	200	80.0

※令和2年度は見込み

サ 日常生活支援事業

訪問入浴サービスは、計画値を大きく上回っています。日中一時支援事業は、概ね計画値どおりの実績で推移しています。

日常生活支援事業の利用状況

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)	計画値	実績	比率 (%)
訪問入浴サービス	利用人数	5	7	140.0	5	9	180.0	5	11	220.0
日中一時支援事業	利用人数	70	75	107.1	70	75	107.1	70	50	71.4

※令和2年度は見込み

6 第1期恵那市障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 成果目標の進捗状況

「第1期恵那市障がい児福祉計画」で設定した成果目標について、以下のような進捗状況となっています。

障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センター

令和2年度末までに、児童発達支援センターの設置方法を決定することを目標としていました。

近隣市の状況を把握しつつ、圏域での設置を検討してきました。

② 保育所等訪問支援

令和2年度末までに、保育所等訪問支援を実施することを目標としていました。

令和2年度から、こども発達センター・にじの家において保育所等訪問支援を実施しています。

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

令和2年度末までに、設置の方向性を検討することを目標としていました。

児童発達支援事業所については、確保できていないのが現状です。放課後等デイサービス事業所については、圏域内の民間事業所を確保しています。

④ 医療的ケア児支援のための協議の場

平成30年度に、医療的ケア児支援のための協議の場を設置することを目標としていました。

平成30年度より、恵那市自立支援協議会・こども部会において、医療的ケア児支援のための協議の場を設置しています。

項目	目標	実績
児童発達支援センター	設置方法の決定	検討
保育所等訪問支援	実施	実施
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	設置の方向性を検討	検討 (児童発達支援事業所) 設置 (放課後等デイサービス)
医療的ケア児支援のための協議の場	平成30年度に実施	実施

(2) サービスの利用状況

障がい児通所支援等に関するサービスの利用状況は、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援で計画値を下回っています。

その他のサービスの利用はありませんでした。

障がい児通所支援等に関するサービスの利用状況

サービス	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)	計画値	実績	比率(%)
児童発達支援	人分	158	149	94.3	154	150	97.4	150	158	105.3
	人日分	675	643	95.2	660	632	95.7	645	632	98.0
放課後等 デイサービス	人分	115	91	79.1	122	99	81.1	125	150	120.0
	人日分	794	690	86.9	863	695	80.5	892	729	81.7
保育所等 訪問支援	人分	0	0	0	0	0	0	3	1	33.3
	人日分	0	0	0	0	0	0	6	2	33.3
医療型 児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい児 相談支援	人分	96	67	69.8	96	79	82.3	96	79	82.3

※実績は各年度3月分、令和2年度は見込み

7 団体調査の結果

(1) 団体調査の概要

「第6期恵那市障がい福祉計画・第2期恵那市障がい児福祉計画」の策定にあたり、計画の基礎資料として活用することを目的に、関係団体への調査を実施しました。

日常生活支援事業の利用状況

◆調査票の配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
◆調査期間	令和2年9月8日～令和2年9月25日
◆調査対象・配布数	恵那市内の障がい福祉関係団体・障がい福祉サービス提供事業者
◆配布数	27件
◆回収数	22件

(2) 団体調査結果

①市において、特に充実すべきサービスや支援

- ・各サービス事業所が充実し、利用者が色々な角度から施設を決められるような状態。
市内の方が、市内の事業所を利用できる状態
- ・福祉的就労と生活支援（住む場所の確保）。
特に高校卒業後から20歳になるまでの期間。
- ・高校卒業や進学後、自立後のアフターサービス、継続的な支援
- ・高校卒業後や進学後に新たな福祉サービスへ繋ぐ際の各関係者による支援会議、各関係機関による定期的なアフターフォロー
- ・市内に就労継続支援事業所（特にA型）の充実
- ・災害時の具体的な対策（避難場所等）
- ・住宅改修等の支援の拡充
- ・情報入手困難者のための情報発信サービス
- ・障がい者のためのアパート及びアパート生活者の支援
- ・住み慣れた地域で生活するためのサービスの充実（外出支援、入浴支援等）
- ・孤立回避のため、気軽に立ち寄れる居場所、社会参加の場
- ・1人暮らしをしている人と、これから親元を離れる人の支援
- ・親亡き後の生活場所としてグループホームの充実
- ・グループホームの開設、運営に対する支援
- ・子育て相談窓口の充実（特に障がい児の親に対する子育て相談窓口）
- ・将来を見据えた障がい児や親への支援
- ・預かりサービスを行う場所の協力

②市において、不足していると思われるサービスや支援

- ・緊急時などに預かってもらえる施設
- ・生活介護、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援
- ・グループホーム（共同生活援助）
- ・相談支援事業所の事業所数、相談員数
- ・医療的ケアの必要な方に対するサービス
- ・小規模で働ける作業所
- ・送迎サービス（学校や通所施設等への移動手段）
- ・児童発達支援サービスにおける専門性のあるスタッフ
- ・子どもからお年寄りまで年齢関係なく集える場所
- ・障がい者団体、障がい者を支援している団体への支援
- ・障がい福祉サービス等に関する情報
- ・文化やスポーツ活動

③その他の意見

- ・計画を実現できるようお願いします。
- ・地域で暮らす障がい者に対する市民の障がいへの意識変化の必要性を感じます。障がいを持たれた方への理解を深める機会と配慮について考えることのできる催し等、障がいがあってもなくても、一緒に地域で暮らせるまちづくりを願っています。

第3章 第6期恵那市障がい福祉計画・ 第2期恵那市障がい児福祉計画

1 成果目標の設定

「第6期恵那市障がい福祉計画・第2期恵那市障がい児福祉計画」では、国の基本指針に基づき以下のとおり成果目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

令和5年度末に、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
令和5年度末に、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。

【本市の成果目標の設定及び達成に向けた方策】

本市では、令和元年度末時点の施設入所者数は63人となっています。

国の指針及び本市の地域生活への移行状況を踏まえ、令和5年度末の施設入所者数を62人、令和5年度末までの地域移行者を4人とすることを目標とします。

目標達成に当たっては、グループホームの整備促進や、訪問系サービス及び日中活動系サービス等の提供体制の充実を図ります。

項目	数値	備 考
令和元年度末の施設入所者数	63人	(A)
施設入所者の削減見込	1人	国指針：令和元年度末時点から1.6%以上の削減 (B)：(A) × 1.6%
地域生活移行者数	4人	国指針：令和元年度末時点から6%以上移行
令和5年度末の施設入所者数(見込)	62人	(A) - (B)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【基本的な考え方】

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、市町村を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）に対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることが、国の基本指針において示されています。

【本市の成果目標の設定及び達成に向けた方策】

国の指針及び本市の状況を踏まえ、地域包括ケアシステム構築のため引き続き保健・医療・福祉関係者等による協議を継続します。

種類	実績見込	見込		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数及び参加者数	1回	2回	2回	2回
	23人	20人	20人	20人
目標設定及び評価の回数	0回	2回	2回	2回
精神障がい者の地域移行支援	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助	7人	8人	9人	10人
精神障がい者の自立生活援助	0人	1人	1人	1人

※今期の計画には、精神病床における長期入院患者の地域移行に伴うサービスは見込んでおりません。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の指針】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運営状況を検証及び検討する。

【本市の成果目標の設定及び達成に向けた方策】

本市では、地域生活支援拠点を1カ所整備しています。

また、東濃圏域では、地域生活支援拠点等を令和3年度から稼働できるよう協議を進めています。整備手法は、拠点等の5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を複数の機関が分担して担う「面的整備型」としています。

今後は、地域生活支援拠点「ぷらっと」の機能充実や、東濃基幹相談支援センターを中心に各障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、圏域における地域生活支援拠点等の確保と機能の充実に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5年度中に一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。

就労移行支援事業については、令和元年度の一般就労実績の1.30倍以上、就労継続支援A型については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型については概ね1.23倍以上を目標とする。

令和5年度中における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【本市の成果目標の設定及び達成に向けた方策】

国の指針及び本市の就労移行等の状況を踏まえ、目標設定しました。

目標達成に当たっては、東濃障がい者就業ネットワーク事業として、企業等への障がい者雇用の働きかけや、相談支援事業所との連携、就労移行支援や就労定着支援の利用促進を行います。

項目		令和元年度末 実績	令和5年度末 目標
一般就労への移行者数	全体	1人	2人
	就労移行支援事業	0人	0人
	就労継続支援A型	1人	2人
	就労継続支援B型	0人	0人
就労定着支援事業利用者数		1人	2人
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数		1カ所	1カ所

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置する。(困難な場合は、圏域での設置でも可)

令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。(困難な場合は、圏域での設置でも可)

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。(困難な場合は、都道府県が関与した上で圏域での設置でも可)

【本市の成果目標の設定及び達成に向けた方策】

国の指針及び本市の障がい児支援体制の状況を踏まえ、児童発達支援センターの設置、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を目標とします。

目標達成に当たっては、事業所参入への働きかけや、職員の資質の向上のための研修、医療的ケア児支援のための協議を行います。

項目		令和元年度 実績	令和5年度 目標
児童発達支援センターの設置		未設置	設置
保育所等訪問支援		未実施	実施済
重症心身障がい児を支援する 事業所の確保	児童発達支援 事業所	未設置	確保
	放課後等 デイサービス	確保	確保
医療的ケア児支援の協議の場の設置		設置	設置
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置		未配置	配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

【本市の成果目標の設定及び達成に向けた方策】

東濃基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所において、総合的・専門的な相談支援を実施しています。

東濃基幹相談支援センターでは、地域の相談支援事業者のみでは対応が困難なケースについて助言・同行訪問等を行うとともに、相談員の資質向上のため、定期的な研修や事例検討会を開催しています。

目標達成に当たっては、東濃基幹相談支援センターと連携し、相談支援体制の強化を図ります。

項目		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総合的・専門的な相談支援機関の設置		設置済	設置済	設置済
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	50件	50件	50件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件	3件	3件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の構築

【国の指針】

令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

【本市の成果目標の設定及び達成に向けた方策】

本市では、岐阜県が実施する研修をはじめ、関係機関が実施する各種研修を活用した職員の資質向上に努めます

また、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、その結果を事業所等と共有する説明会等を実施します。

種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	4	4	4
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有/無	有	有	有
	回	1	1	1

2 障がい福祉サービスの見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

サービス内容

サービス名	実施内容
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、居宅での入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要性が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 令和 2年度	見込		
		平成 30年度	令和 元年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	人分	48	48	47	47	48	49
	時間分	536	808	750	766	782	798
重度訪問介護	人分	2	1	1	1	1	1
	時間分	68	36	40	40	40	40
同行援護	人分	9	5	5	5	5	5
	時間分	63	58	47	50	50	50
行動援護	人分	3	2	1	1	2	2
	時間分	13	9	10	10	20	20
重度障がい者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

(各年度3月提供実績)

見込量の確保方策

各サービスについて、事業所等と連携し、人材の確保や新たな事業所の参入促進等に取り組み、サービス提供体制の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス内容

サービス名	実施内容
生活介護	障がい者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法、その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のための訓練などを行います。
就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対して、生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練などを行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行います。
療養介護	医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をします。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
医療型短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護ができない場合に、障がいのある人に病院や介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。
福祉型短期入所	自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護ができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。

必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	124	111	114	120	120	120
	人日分	2,169	2,036	1,938	2,040	2,040	2,040
自立訓練 (機能訓練)	人分	1	0	0	0	0	0
	人日分	20	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人分	4	3	4	4	4	4
	人日分	59	54	72	80	80	80
就労移行支援	人分	12	5	3	5	5	5
	人日分	176	52	54	90	90	90
就労継続支援A型	人分	52	68	73	78	83	88
	人日分	1,070	1,393	1,426	1,560	1,660	1,760
就労継続支援B型	人分	134	136	133	135	135	135
	人日分	2,275	2,341	2,055	2,160	2,160	2,160
就労定着支援	人分	1	2	1	1	1	2
療養介護	人分	5	4	4	4	4	4
医療型短期入所	人分	0	2	1	1	1	1
	人日分	0	7	3	3	3	3
福祉型短期入所	人分	26	12	20	22	22	22
	人日分	139	73	160	180	180	180

(各年度3月提供実績)

見込量の確保方策

生活介護については、利用ニーズに応えるサービスが提供できるように、事業所等と連携し、人材の確保や新たな事業所の参入を促進していきます。

就労系サービスについては、今後も需要の増加が見込まれるため、新たな事業所の参入促進や、一般企業等の受け皿の確保に取り組みます。また、相談支援事業所等と連携して就労系サービスの利用へとつなげます。

(3) 居宅系サービス

サービス内容

サービス名	実施内容
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対して、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を行うために必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言などの日常生活の支援を行います。

必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込	見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人分	0	0	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人分	46	48	49	50	52	54
施設入所支援	人分	62	63	62	62	62	62

(各年度3月提供実績)

見込量の確保方策

共同生活援助（グループホーム）については、親亡き後の生活の場や地域生活への移行のために必要なサービスであるため、事業所等と連携し新規整備を検討します。

地域生活を希望する方が地域での暮らしができるよう、安心して生活できる居住の場や地域の支援体制の確保、地域住民の理解を深めるための啓発に取り組みます。

施設入所支援については、依然としてニーズが高いことを踏まえ、入所の必要がある人の生活を支援するための体制を確保します。

(4) 相談支援

サービス内容

サービス名	実施内容
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の事業者等と連絡調整を行います。また、継続して障がい福祉サービス等が利用できるよう、サービス等の利用状況等の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人等で、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対し、住居の確保や相談、その他の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

必要な量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	61	79	90	95	100	100
地域移行支援	人分	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	1

(各年度3月提供実績)

見込量の確保方策

計画相談支援は、適切なサービス利用に不可欠であるため、すべての利用者に適切な利用計画が作成されるように、特定相談支援事業所の確保を図ります。

障がい種別にかかわらず対応できる幅広い専門知識を備えた相談支援専門員を育成するため、東濃基幹相談支援センターによる人材育成を支援します。

地域移行支援、地域定着支援については、地域移行を進める上で必要なサービスとなるため、入所施設や医療機関、相談支援事業所等と連携し、提供体制の確保に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス内容

サービス名	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人の日常生活や社会生活における「社会的障壁」をなくすため、住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

必要な量の見込み

サービス名	実施の有無	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有	有

見込量の確保方策

市民の障がいへの理解を促進するため、広報紙やホームページ等を通じた啓発活動を行います。

市内の小中学校を障がい者理解教育推進校として順次指定し、障がいについて正しく理解し、障がいの有無に関わらず尊重し合えるための教育を支援します。

(2) 自発的活動支援事業

サービス内容

サービス名	実施内容
自発的活動支援事業	障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

必要な量の見込み

サービス名	実施の有無	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有	有

見込量の確保方策

障がいのある人やその家族等の当事者活動・親の会活動の活性化を図るため、人材確保や運営の支援、情報提供等を行います。

(3) 相談支援事業

サービス内容

サービス名	実施内容
障がい者 相談支援事業	障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことで、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。
基幹相談 支援センター等 機能強化事業	相談支援事業の機能を強化するために、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。
住宅入居等 支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望していながら、保証人がいないなどの理由で入居が困難な人に対し、入居に必要な調整などに関わる支援を行います。また、家主などへの相談・助言を通じて、障がいのある人の地域生活を支援します。

必要な量の見込み

サービス名		実績		実績見込	見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障がい者 相談支援事業	箇所	7	7	7	7	7	7
基幹相談 支援センター等 機能強化事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等 支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	検討	検討

見込量の確保方策

市役所内に設置した総合相談窓口を中心に、関係機関と連携して総合的な支援体制を促進します。

基幹相談支援センターにおいて総合的な相談業務を行うとともに、市内の相談支援事業所への専門的な指導や助言を行います。

住宅入居等支援事業については、住宅入居に関する相談支援の実績等を確認しながら、必要な支援体制について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス内容

サービス名	実施内容
成年後見制度 利用支援事業	障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人に対して、成年後見制度の利用に要する費用について助成します。

必要な量の見込み

サービス名		実績		実績見込	見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数	0	0	0	9	9	9

見込量の確保方策

障がい者本人や家族等からの成年後見に関する相談に応じて、必要な情報や助言を提供するために、東濃5市共同で設置する中核機関と連携して、当事業の周知を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス内容

サービス名	実施内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

必要な量の見込み

サービス名		実績		実績見込	見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	検討	検討

見込量の確保方策

中核機関と連携し、法人後見活動を行う団体等を確保するための研修等を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

サービス内容

サービス名	実施内容
手話通訳者 設置事業	手話通訳者を市役所内に設置する事業です。
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者、要約筆記者などを派遣する事業です。

必要な量の見込み

サービス名		実績		実績見込	見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者 設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実利用 者数	19	17	17	18	18	18

見込量の確保方策

手話通訳者等の育成や確保に努め、サービス提供体制を維持します。

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス内容

サービス名	実施内容
日常生活用具の給付等事業	障がいのある人に対して、以下のような日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とする事業です。

必要な量の見込み

サービス名		実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件数	3	3	3	3	3	3
自立生活支援用具	件数	2	6	4	5	5	5
在宅療養等支援用具	件数	13	8	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件数	15	19	25	30	30	30
排泄管理支援用具	件数	1,319	1,377	1,400	1,400	1,400	1,400
居宅生活動作補助用具	件数	2	2	2	2	2	2

見込量の確保方策

サービス内容について周知し、利用促進を図ります。

支給対象品目等の拡充や、耐用年数、給付基準額などについて、定期的に見直しを行います。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

サービス内容

サービス名	実施内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動や広報活動などを支援する、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するため、研修を行います。

必要な量の見込み

サービス名		実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	4	7	15	15	15	15

見込量の確保方策

厚生労働省の「手話奉仕員養成研修」に基づき、手話奉仕員の確保・育成を図ります。

(9) 移動支援事業

サービス内容

サービス名	実施内容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などの社会参加を促進するため、外出の際の移動を支援する。

必要な量の見込み

サービス名		実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者数	50	47	40	45	45	45
	延べ利用時間数	1,467	2,655	2,100	2,500	2,500	2,500

見込量の確保方策

社会参加を促進するために必要なサービスであるため、事業者等と連携し、安定したサービス体制を確保します。

(10) 地域活動支援センター

サービス内容

サービス名	実施内容
地域活動支援センター事業	障がいのある人の地域生活を支援するため、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流などを支援します。

必要な量の見込み

サービス名		実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター (市外施設)	月間延べ 利用人数	218	279	200	280	280	280

見込量の確保方策

近隣市町の地域活動支援センターに事業を委託し、提供体制を確保します。

【任意事業】

(1) 日常生活支援事業

サービス内容

サービス名	実施内容
訪問入浴サービス	自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がいのある人に対し、移動入浴車による訪問入浴を行います。
生活訓練等 (ふれあいホーム運営事業)	在宅の知的障がいのある人及び精神障がいのある人に対し、日常生活や社会生活に必要な訓練を実施し、生活の質的向上や自立を促します。
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人などの日中における活動の場を提供します。

必要な量の見込み

サービス名		実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	実利用者数	7	9	11	12	12	12
日中一時支援事業	実利用者数	75	75	50	75	75	75

(2) 社会参加支援

サービス内容

サービス名	実施内容
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がいのある人に対し、恵那市の広報紙、社会福祉協議会だよりを点字・音声訳します。

見込量の確保方策

障がいのある人の地域生活を支援するため、事業所と連携し提供体制の確保を図ります。

4 障がい児サービスの見込量と確保のための方策

(1) 障がい児通所支援等

サービス内容

項目	実施内容
児童発達支援事業	就学前の児童に対して、通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への対応訓練等のサービスを行います。
放課後等 デイサービス	就学している児童に対して、通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを行います。
保育所等訪問支援	こども園等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
医療型 児童発達支援	就学前の児童に通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のサービスを行うとともに、身体の状態により治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等で障がい児通所支援を利用することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を申請した人に対し、障がい児支援利用計画の作成及び支給決定後の障がい児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

必要な量の見込み

サービス	単位	実績		実績見込	見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人分	149	150	158	161	157	153
	人日分	643	632	632	644	628	612
放課後等 デイサービス	人分	91	99	150	164	173	174
	人日分	690	695	729	857	945	969
保育所等 訪問支援	人分	0	0	1	2	2	2
	人日分	0	0	2	4	4	4
医療型 児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0
障がい児 相談支援	人日分	67	79	79	82	86	85

(各年度3月提供実績)

見込量の確保方策

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、事業所と連携を図りながら、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

障がい児相談支援は、障がいのある子どもの適切なサービス利用に欠かせないものであるため、障がい児相談支援事業所と連携して、サービス提供体制を維持・強化するとともに、相談員のスキルアップと人材確保を促進します。

(2) 発達障がい者に対する支援

国の考え方

発達障がい者の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を確保する。

必要な量の見込み

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の受講者数	5人	5人	5人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

(3) 障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制

サービス内容

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、こども園や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行う。

必要な量の見込み

種別	単位	実績		実績見込	見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	人	0	1	0	2	2	2
認定こども園	人	16	50	53	60	60	60
放課後児童健全育成事業	人	31	28	17	35	35	35

見込量の確保方策

障がい児の人数や障がいの程度に応じ、加配保育士の配置などの体制整備に努めるとともに、職員の資質向上に努めます。

放課後児童健全育成事業については、受け入れクラブの確保に努めるとともに、支援員の資質向上に努めます。

第4章 計画の推進体制と評価

1 推進体制

本計画の着実な推進にあたっては、障がいのある人等の現状や意向を踏まえながら、関係機関と連携し、必要な支援につなげることが大切です。

(1) 庁内外の関係部局・関係機関・団体との連携

本計画の推進にあたって、社会福祉課や子育て支援課をはじめ関係課との連携を強化するとともに、行政だけでなく障がい福祉サービス事業所、当事者団体、教育機関、就労支援機関等とも協働して取り組みます。

また、本市の障がい福祉施策に関わるネットワークの中核となる「恵那市自立支援協議会」において、地域の関係機関の連携強化や社会資源の開発等を進めます。

(2) 障がい保健福祉圏域における連携

必要なサービス量を確保するため、東濃圏域における連携により、支援体制の強化を図ります。

2 進行管理

本計画の成果目標及び障がい福祉サービス等の見込みについては、PCDAサイクルを活用し、点検・評価を行います。毎年度進捗状況を確認し、必要に応じて施策や取り組みの改善を図ります。

また、国の法律や制度の改正等、社会状況の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

資料編

1 策定経過

日程	内容
令和2年7月31日	第1回自立支援協議会（全体会）及び恵那市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会（書面開催） ・第6期恵那市障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について
令和2年9月8日 ～25日	関係団体への団体調査の実施
令和3年1月21日	第2回恵那市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会 ・団体調査結果について ・恵那市障がい福祉計画・恵那市障がい児福祉計画案について ・パブリックコメントについて
令和3年2月10日 ～3月12日	パブリックコメントの実施
令和3年3月 日	第3階恵那市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会 ・恵那市障がい者計画等の最終計画案について ・パブリックコメントの結果について

2 恵那市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく恵那市障がい者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づく恵那市障がい福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、「恵那市障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- （1）計画の策定に関する事項
- （2）その他、目的達成に必要と認められる事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者の内から20人以内の委員を市長が委嘱、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）障がい者団体等関係者
- （3）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故あるとき、又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

（作業部会）

第7条 委員会は、第2条に規定する事項に関して調査研究及び調整を行わせるため、作業部会を設置することができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、医療福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定に関わらず市長が招集する。

3 委員名簿

区分	機関	役職名	氏名	備考
一般相談支援事業所	ホーリークロスセンター	センター長	藤木 誠	
サービス事業所	社会福祉法人 たんぼぼ福祉会	総合施設長	遠山 千里	
	社会福祉法人 ウエルトピアきょうどう	生活支援員	早川 均	
	岐阜県白鳩学園	次長	尾藤 俊郎	
	合同会社おひさま	管理者	西尾 昌美	
保健・医療関係	恵那保健所健康増進課	課長	坪井 久宣	
雇用・就労関係	恵那公共職業安定所	統括職業 指導官	後藤 守仁	
	東濃障がい者就業・生活支援 センター サテライト t	主任職場定着 支援担当	加藤 健史	
教育・療育関係	県立恵那特別支援学校	校長	山内 久美子	
当事者団体	恵那市障害者団体連絡協議会	会長	鷲見 辰星	
	恵那市知的障がい児・者育成会	役員	山邊 智子	
地域福祉関係	恵那市民生委員児童委員協議会	会長	遠藤 茂樹	委員長
	恵那市社会福祉協議会	地域福祉課長	加藤 信之	
学識経験者	岐阜県障害福祉事業所連絡会		横光 廣恵	副委員長
権利擁護関係	東濃成年後見センター 中津川・恵那事務所	相談員	水野 敬子	

4 用語解説

■あ行

●医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為。

●インクルーシブ教育

障がいの有無を問わず、すべての子どもが共に学ぶことを理念とする教育のこと。

●恵那市雇用対策協議会

市、商工会議所、商工会、高等学校及び関係機関の代表で構成され、労働力の確保を図るため雇用対策の促進などを行い、地域産業の発展に寄与することを目的とする団体。

■か行

●完全参加と平等

国際障害者年（昭和 56 年）のテーマであり、地域社会の生活と発展における障がい者の完全参加と生活条件及び社会的・経済的発展による平等な生活条件の改善の実現を推進すること。

●基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。主に障がい者からの相談支援や情報提供等に関する業務を総合的に行う。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。

●共生型サービス

「地域包括ケアシステム強化法」により介護保険制度、障がい福祉制度に創設されたサービス。高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくする。

●権利擁護

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護すること。

●合理的配慮

障害者権利条約により、「障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている概念。障がい者の権利の実現のため、個人に必要とされる合理的配慮が提供されることが求められる。

●子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての事業計画のこと。

●雇用率

「障害者雇用促進法」に基づき定められた、障がい者の雇用を義務づける割合。平成 30 年 4 月より一般の民間企業は 2.2%、国、地方公共団体は 2.5%に雇用率が引き上げられるとともに、算定基礎の対象として新たに精神障がいのある方が追加された。令和 3 年 3 月より一般の民間企業は 2.3%、国、地方公共団体は 2.6%に雇用率が引き上げられた。

■ さ行

● サービス等利用計画・障害児支援利用計画

障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい児・者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成するもので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画（トータルプラン）。

● 児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。

● 社会的障壁

障害者基本法第2条により、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されている。

● 手話通訳者

聴覚、言語機能や音声機能の障がいのため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障がい者とその他の人との間で、必要とされる手話通訳を行う者。

● 障害支援区分

障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要。非該当及び区分1～6まであり、区分6が支援の度合いがもっとも高い状態である。

● 障害者基本計画

障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画。第4次計画の期間は平成30年度から令和4年度までの5年間。

● 障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定めた法律。国、地方公共団体などの責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定された。

● 障害者自立支援法

身体障がい・知的障がい・精神障がいという障がいの種別に関わらず、障がい者が必要とするサービスをわかりやすく利用できるようなサービスの一元化を図るとともに、障がい者に対して身近な市町村が責任をもってサービスを提供する体制の確立、サービスを利用する人が、サービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化し、サービスの充実を図っていくことなどを定めた法律。平成25年に「障害者自立支援法」に代わる「障害者総合支援法」が施行された。

● 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律。平成23年6月成立、平成24年10月施行。

● 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

あらゆる障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約。平成18年12月13日に国連総会において採択され、平成20年5月3日に発効した。日本は平成19年9月28日にこの条約に署名、平成26年1月20日に批准書を寄託し、同年2月19日に効力を発生した。

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

国連の「障害者権利条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された。（施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日）

●小児慢性特定疾病

児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病で、令和元年 7 月時点で 16 疾患群 762 疾病（白血病、微小変異型ネフローゼ症候群、慢性肺疾患など）があり、児童福祉法第 19 条の 2 に基づき、医療費助成の対象となる。

●自立支援協議会

障がい者等の地域生活を支援するため、障がい福祉関係者の連携及び支援体制など地域の障がい福祉のシステムづくりを協議する場として設置されている。

●身体障がい

先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障がいを生じている状態。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、身体上の障がいのある方に対して都道府県知事等から交付される手帳のことで、各種の福祉サービスを受けるために必要となる。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により 1 級から 6 級の等級が記載される。

●精神障がい

精神疾患のため精神機能に障がいが生じ、生活に支障をきたしている状態。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認められた者に交付する手帳。精神障がいの等級は、1 級から 3 級に区分され、手帳所持者は各種の保健・福祉のサービス等を受けることができる。

●成年後見制度

知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、成年後見人を選任する民法上の制度。

●総合計画

市町村経営における最上位の計画。市町村の地域特性を活かしながら、そのまちの将来像を明らかにし、それを実現するための具体的な施策を明らかにしたもの。

■た行

●地域生活支援事業

障害者自立支援法によって法定化された事業。法律上、市町村及び都道府県が実施することとされており、相談支援、コミュニケーション支援等必ず実施しなければならない事業が定められている。市町村等は、障がい者が有する能力や適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

●知的障がい

金銭管理・読み書き・計算など、日常生活や学校生活の上で頭脳を使う知的行動に支障があること。

●てんかん

発作的なけいれん、意識障がいを反復する状態。遺伝的素因または外傷・腫瘍などによって起こる慢性の脳障がいで、突然意識を失って倒れる大発作のほか、瞬間的に意識を失う小発作、急に無意味な動作を始める精神運動発作、頭痛・吐き気などの起こる自律神経発作がみられる。

●統合失調症

思考や行動、感情をまとめていく能力が長期間にわたって低下し、その間にある種の幻覚、妄想、ひどくまとまりのない行動等がみられる病態をいう。

●特定疾患（指定難病）

「難病」のうち、厚生労働省が実施する難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究分野の対象に指定された疾患。

■な行

●難病

発病の機構が明らかではなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。

●日常生活用具

電気式たん吸引器など、障がい者の自立の促進を目的とし、安全で容易に使用でき、障がい者の日常生活を容易にするためのもの。

●日中活動の場

ここでは、障がい者が日中を有意義に過ごせるよう、生産活動や創作活動の機会、社会との交流を図る機会を提供する場所のことをさす。

●ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して訴え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な概念。障がい者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を教授できるようにするという考え方であり、方法である。障がいのある人々に対する取り組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」にも反映されている。

■は行

●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい。その症状は通常低年齢において発現する。

●発達障害者支援法

発達障がいに対して、その自立と社会参加の援助について国・自治体の責務を規定した法律。

●PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

●避難行動要支援者

要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人）のうち、災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を要する人。

●福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がい者が、小規模作業所等で職業訓練等を受けながら働くこと。自立・更生を促進し、生きがいをつくる意味あいがある。

■や行

●要約筆記

聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳。話すスピードは書く（入力する）スピードより数倍も速くてすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」という。

■ら行

●リハビリテーション

心身に障がいをもつ人の人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術。

●療育

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育療育の「育」を合体させた造語。障がいのある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、能力や可能性を開発しなければならないことを意味する。

●療育手帳

児童相談所または知的障がい者更生相談所において、知的障がいと判定された方に対して交付される手帳です。療育手帳を所持している方は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができます。

第6期恵那市障がい福祉計画・第2期恵那市障がい児福祉計画

令和3年3月発行

編集・発行

恵那市 医療福祉部 社会福祉課

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

TEL：0573-26-2111（代）

FAX：0573-25-7294

e-mail:shakaifukushi@city.ena.lg.jp